

仲裁人倫理規程 規程案 I

2007. 02. 07

JAA 仲裁人倫理規程作業部会

〈仲裁人としての資格〉

仲裁人は、その選任に際して、当該案件に必要な知識・経験及び時間的余裕の有無を参酌した上で、選任の諾否を決定しなければならない。

〈仲裁人の行動基準〉

1. 一般

(1) 仲裁人は、常に公正かつ独立にその職務を行わなければならない。仲裁人は、仲裁手続中および仲裁手続終了後合理的期間は、その公正性および独立性に疑いを生じさせるような行動を慎まなければならない。

(2) 仲裁人は、仲裁人の活動および仲裁手続に適用される法令、機関規則および当事者との合意を遵守し、誠実にかつ可能な限り迅速かつ効率的にその職務を行うものとする。

〔(3) 仲裁人は、いったん仲裁を受任した以上、正当な理由がなければ辞任することができない。正当な理由により辞任する場合は、当事者および他の仲裁人の利益に適切な配慮を及ぼすべきである。〕¹

〔(4) 仲裁人は、[当事者の合意がない限り、]その[仲裁]判断を他者に委ねてはならない。〕²

2. 通信

(1) 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者(以下「仲裁人候補者」という)は、その就任を受諾するに当たって、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実がないかどうか、自己が仲裁判断をするに必要な能力を有するかどうか、および、自己が仲裁手続を遂行するために必要

¹ 辞任が自由にできるかどうかは、規則や合意の定め、さらには仲裁人契約の解釈による。一律に倫理規程で辞任に正当理由を要求するかどうか、明確な禁止として規定するかについて、賛否両論がある。〔検討資料Ⅲ第1の3(1)参照〕

² 事務所のパートナーである仲裁人が事務所の他の弁護士に仲裁判断書の起案をさせる、法律調査や事実調査を委ねることがあると言われる。判断自体を他人に委ねてはならないという点はほぼ異論はないが、上記のような作業を委ねることもできないのかについて、見解が分かれる。ほぼ異論がない限度でしか規定しないとすると、当該規定例のような簡潔な文言となるが、あまりに当然のことを規定するだけのようにも見えるし、「判断」とは何を指すのか、アンパイヤ制をどう位置づけるのか等、必ずしも議論なしとしない。したがって、規定すること自体への異論も多い。〔検討資料Ⅲ第1の3(2)参照〕

な時間を有するかどうかを判断するために必要な限度において、その依頼をした者(以下「仲裁人依頼者」という)に対し照会をし、また、仲裁人依頼者によるかかる照会に対して答えることができる。ただし、仲裁人候補者は仲裁人依頼者と本案について協議してはならない。

(2) 単独仲裁人または第三仲裁人の候補となる仲裁人候補者は、その選任について、当事者または当事者が選任した仲裁人の一人から単独で交渉を受ける場合、他の当事者または仲裁人に対し、かかる交渉に同意しているかどうかを確認し、また、遅滞なくその交渉の内容を知らせなければならない。

〔(3) 当事者が選任した二人の仲裁人が、第三仲裁人を選任する場合において、仲裁人は、その選任について自己を選任した当事者の意見を聴くことができる。ただし、その意見は、本案に関わるものであってはならない。〕³

(4) 仲裁人は、仲裁手続中、〔和解の斡旋を行う場合を除き、〕⁴本案に関し当事者の一方とのみ通信を行ってはならない。

(5) 仲裁人が当事者の一方とのみ通信を行った場合、(3)による場合および和解の斡旋による場合を除き、遅滞なくその内容を他の当事者および仲裁人に知らせなければならない。

3. 手続

(1) 仲裁人は、当事者を平等に扱い、主張立証の十分な機会を与えなければならない。

(2) 仲裁人は、充実した手続を迅速に追行するよう努めなければならない。

³ 当事者が選任した二人の仲裁人が第三仲裁人を選任することがあるが、その場合、第三仲裁人の選任について、当事者が選任した二人の仲裁人が、自己を選任した当事者に対し意見を聴くことが許されるかが問題となる。第三仲裁人の選任に関する意見の聴取にとどまる限り、仲裁人の公正・独立を害することはないと考えられているが、これを許容する旨の規定を設けることが適当であるか否かについては、見解が分かれる。仲裁人の依拠する指針としての役割を重視して積極的に解する見解と、本案に関わる情報の聴取を禁ずる(1)(4)の規定の抜け道となる虞を重視して消去に解する見解がある。消極に解する見解は、仮に規定する場合には、少なくとも、相手方当事者が選任した仲裁人に交信内容を伝えるべきであるとしている。〔検討資料Ⅲ第2の2(1)参照〕

⁴ 我が国の仲裁実務においては仲裁人が仲裁手続において和解の斡旋を行う場合、当事者の一方とのみ交信が行われることがあり、この場合を例外とすることが望ましいと考えられている。しかしながら、当該例外を規定上明示するか否かについては、見解が分かれる。日本において行われる和解の斡旋が日本の仲裁実務の国際的評価を下げているという観点、または、当該文言が和解においては当事者の通信を許容するように読めるという観点から、当該文言を規定上明示すべきではないという意見がある。規定上は明示して「当該文言は、和解の斡旋を勧奨し、およびその際の当事者の一方のみとの交信を許容する趣旨ではない」といった注記を付すべきか、規定上は明示せず「当該規定は和解の斡旋の場合にも当事者の一方との交信を禁止する趣旨ではない」といった注記を付すべきか、結論は出ていない。〔検討資料Ⅲ第2の2(2)参照〕

4. 守秘義務

(1) 仲裁人は、仲裁手続に関係するあらゆる事項について守秘義務を負う。

(2) 仲裁人は、仲裁手続に関係して取得した秘密情報を、自己もしくはその他の者の利益を得るためにまたは他人の利益に不利な影響を与えるために用いてはならない。

5. 報酬及び費用

仲裁人の報酬及び費用は、相当なものでなければならない。仲裁人は、当事者から要求があった場合、その報酬及び費用を開示し、それらの根拠を説明しなければならない。

6. 和解

仲裁人は、当事者双方より予め明示の承諾を得た場合には、和解を試みることができる。

<利害関係開示>

(1) 仲裁人（仲裁人候補者も含む。以下同じ。）は、当事者に対し、自己の公正性及び独立性に疑いを生じさせるような状況及び事実（以下これらを総称して「利害関係」という。）を〔書面により〕⁵開示しなければならない。〔他の仲裁人がある場合にはそれらの者に対しても、利害関係を開示しなければならない〕⁶。

(2) 仲裁人が利害関係を開示するにあたり開示すべきか否かについて判断することが難しいと感ずる利害関係については、原則としてそれら利害関係を開示すべきである。

(3) 仲裁人は、新たに仲裁人の知るところとなった利害関係については、当該利害関係の開示をしなくてはならない。

⁵ 仲裁法及びモデル法より一步進んで、書面で開示することまでも求めるか否かについては賛否両論がある。〔検討資料IV（1）参照〕

⁶ 仲裁法及びモデル法より一步進んで、他の仲裁人に対する利害関係開示の規定を置くべきか否かについては賛否両論がある。積極的な見解からは、①他の仲裁人にも開示したほうが良いと思慮される利害関係について、規定がないために開示しづらかった経験があり、行動基準として明示したほうが親切であるとの指摘、②他の仲裁人にも開示したほうが仲裁廷としてより公正な判断ができるのではないかとの指摘があった。消極的な意見からは、③他の仲裁人に対して依頼人情報等を無闇に知らせたくないこともある、との指摘があった。〔検討資料IV（1）参照〕